

習志野市債権回収等業務委託仕様書

1 業務名

習志野市債権回収等業務委託

2 業務の目的

習志野市（以下「市」という。）の有する未収債権を対象として、専門性を有する弁護士等（以下「受託者」という。）に債権回収等業務を委託することにより、負担の公平性の確保及び未収債権の縮減を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

- (1) 習志野市役所
- (2) 受託者の事務所
- (3) 裁判所

5 業務概要

(1) 主な業務内容

受託者は、市の指示に基づき、次の業務を履行するものとする。

①債権回収等に関する業務

- ・債権回収等に関する指導及び助言
- ・各種調査（祭祀財産の承継及び祭祀主宰者に係る調査、相続人に係る調査等）
- ・文書、電話等による催告
- ・市庁舎における納付相談
- ・債務者ごとの債権回収計画の作成及び実行
- ・債務名義取得、強制執行等に係る法的手続き
- ・最終報告書（成果品）の作成及び提出

②市職員を対象とした法律相談及び研修等

- ・債権回収等に特化した法律相談（市庁舎にて毎月実施）

- ・メールによる相談
- ・債権回収等に関する研修
- ・債権所管課における債権回収等の促進及び担当職員の能力向上に資する指導、助言、提案等

(2) 業務時間

本業務に係る受託者の業務時間については、月あたり10時間を目安とする。

(3) 委託予定債権

業務については、次の債権を対象とする。

- ①私債権及び非強制徴収公債権 50件
- ②強制徴収公債権 20件

6 業務の執行体制

本業務の執行体制は、担当弁護士を業務に必要な人数配置するものとし、責任をもって業務を履行することができる体制を整えなければならない。

また、担当弁護士については、退職、死亡、長期療養等市がやむを得ないと認める場合を除き、変更はできないものとする。

ただし、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、市は、受託者に対し、担当弁護士の変更を求めることができる。

7 委託件数の数え方

委託件数は、債務者に複数の債務が存在する場合においても、債務者1人につき1件と数える。

8 関係法令等遵守

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたっては、市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、委託業務に関し作成した記録、資料等（業務に用いた資料及び業務履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、貸出し、譲渡する等一切の漏えい行為をしてはならない。
- (4) (2) 及び (3) については、本業務委託契約の終了後も同様とする。
- (5) 仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた事項については、その都

度、市と受託者が協議のうえ、市の指示に従うものとする。

- (6) 受託者は、個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (7) 受託者は、債務者に架電し、若しくは文書を発送する場合又は債務者と面談する場合は、債務者に対し、市から委託を受けて業務を行うものであることを告げなくてはならない。
- (8) 受託者が債務名義取得、強制執行等の法的手続きを行う場合は、地方自治法第96条第1項第12号に基づき、市議会の議決を得た債権を対象とする。

9 費用徴収の禁止

受託者は、理由の如何を問わず、本業務を遂行するに際し、債務者から費用を徴収してはならない。

10 成果品及び報告事項

- (1) 受託者は、次の事項を記載し、報告書を市に提出する。その際、①～④については、債務者別に記載すること。
また、適宜、進捗状況等の情報提供を行うものとする。
 - ①納付相談の内容及び債権回収等の方向性
 - ②債務者への催告及び調査の状況
 - ③訴訟等の今後の方針に対する見解
 - ④執行停止、債権放棄等に該当すると判断した場合の見解
 - ⑤その他市が求める事項
- (2) 受託者は、債務者とのトラブル、苦情等については、随時、市に報告する。
- (3) 業務完了後、債権回収の実績並びに回収不能債権の経過及び見解を書面及びデータにて報告する。
- (4) 成果品の所有権は、全て市に帰属する。

11 委託料の支払い

総価契約とし、受託者の請求に基づく月額払いとする。

受託者は、請求の都度、業務完了報告書を提出するものとする。

12 委託期間終了に伴う引継ぎ

受託者は、本事業の委託契約が終了するときは、次の受託者が円滑に業務を遂行

できるよう、本業務で作成した管理簿及び債務者に係る情報について、市に無償で提供するとともに、業務の引継ぎを誠実に行うものとする。ただし、継続して受託者となった場合は、この限りでない。

13 担当

習志野市 協働経済部 窓口サービス推進室 債権管理課

電話番号 047-453-7358 (直通)

FAX 047-453-9248

メールアドレス saiken@city.narashino.lg.jp